

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第37号

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関」を「に規定する実施機関をいう。以下同じ。）又は市の機関等（鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鳥取市条例第36号。以下「保護法施行条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関等」に改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「保護条例第33条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 保護法施行条例第9条に規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項

第6条第4項中「第2条第2号から第4号まで」を「第2条第3号」に改める。

第7条中「実施機関」の次に「又は市の機関等」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2号から第5号までに掲げる事項の諮問がされた場合における同条の規定による調査及び審議並びに答申については、なお従前の例による。